

添付資料等一覧

	認定等の申請			変更の届出(法5⑤)	
	認定 (法3②)	変更 (法5②)	更新 (法6②)	労働者派遣 事業を行う 事務所の新 設に係る変 更	左記以外 の変更
申請書(様式第1号)	◎	◎	◎	—	—
変更届け書(様式第7号)	—	—	—	◎	◎
添付書類	(則1)	(則4)	(法6⑤)	(則5①)	(則5②)
1. 定款	◎	◎	○	—	○
2. 登記事項証明書	◎	—	○	—	○
3. 役員の住民票の写し及び履歴書	◎	—	○	—	○
4. 事業計画(様式第2号)及び キャリア形成支援制度に関する計画書 (様式第2号-2)	◎	◎	○	◎	○
4-2. 収支予算(様式第3号)	◎	◎	○	◎	○
5. 最近の事業年度における貸借対照表 及び損益計算書(注1)	◎	—	○	—	○
6. 労働者派遣事業関係資料					
イ 派遣労働者のキャリア形成支援に 関する規程	◎	○	○	◎	○
ロ 派遣元責任者の住民票の写し、 履歴書及び受講証明書	◎	○	○	○ 注3	○
ロ-2 派遣元責任者の精神の機能の 障害に関する医師の診断書(注2)	△	△	△	△	△
ハ 派遣労働者の解雇に関する規程	◎	○	○	◎	○
ニ 派遣労働者に対する休業手当に 関する規程	◎	○	○	◎	○
ホ 労働者派遣事業を行う事務所 ごとの個人情報 の適正管理及び 秘密の保持に関する規程	◎	○	○	◎	○
ヘ 労働者派遣事業に関する資産の 内容及びその権利関係を証する書類	◎	○	○	◎	○

凡例: ◎…要提出、○…変更がある場合のみ提出、△…該当がある場合のみ提出

注1: 設立時の申請及び設立後最初の決算前の変更の申請又は届出の場合は不要

注2: 当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。

注3: (黄色網掛け) 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、添付書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書)を添付することを要しない。